

65歳以上の方へ

介護保険料のお知らせ

問合せ 保健福祉課

TEL 47-8009

65歳以上の方の平成24年度介護保険料が決定しました。

介護保険料は、本人および世帯員の前年の所得に応じて決定するもので、平成24年度の1年間(4月から翌年3月分まで)の保険料を「介護保険料決定通知書」にてお知らせします。

7月中旬頃に「介護保険料決定通知書」を郵送しますので、納付書が同封されている方は、指定納期限までに金融機関等で納めてください。介護保険料を納める方法は、年金の額などによって「特別徴収」と「普通徴収」の2つに分かれています。

介護保険料を滞納していると、滞納している期間に応じて、利用負担の割合が増える場合があります。介護が必要なとき、安心してサービスを利用できるように必ず納めましょう。

特別徴収

年金が年額18万円以上の方

↓保険料を年金から天引き
2カ月分の保険料が、年金の支払い月(偶数月、年6回)に、年金から天引きされます。

ただし、年金額が18万円以上でも、次の場合は一時的に納付書で納めます。

- ①年度の途中で65歳になったとき
- ②年度の途中で他の市区町村から転入したとき
- ③年度の途中で保険料が変更になったとき

④年金が一時停止になったとき
(現況届の出し忘れなどにより年金が停止した場合など)

普通徴収

年金が年額18万円未満の方

↓保険料を納付書で納付
保険料を7月、9月、11月、12月、1月、3月の6回に分けて納付書で納めます。

保険料の納付は、便利で安全・確実な口座振替をご利用ください。

口座振替の手続き方法

所定の用紙に、口座番号など必要事項を記入し、通帳の届出印を押印し提出します。保健福祉課、会計室、各総合事務所および金融機関に用紙がありますので、通帳と印鑑(通帳届出印)を持参し申込んでください。

年金のお知らせ

問合せ 武生年金事務所 TEL 23-1124
町民税務課 ☎ 47-8015

国民年金保険料免除等の申請

経済的な理由などで国民年金

保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態が、万が一、障害や死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

手続きは、町民税務課の国民年金担当窓口へ申請することになり、申請書は、年金事務所または町民税務課の国民年金窓口

に備え付けてあります。

平成24年度の免除等の受付期間は、7月1日から開始され、平成24年7月から平成25年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年必要です。なお、7月に申請する場合は、平成23年7月から平成24年6月分までの期間(前1年間分)についても併せて申請することができます。7月に前1年間分の免除等も申請する場合は、申請書を2枚提出するようお願いいたします。

詳しくはお問い合わせください。

油を排水管に流さないようご協力をお願いします

下水道施設は皆さんの生活、地域環境維持に欠かせない大切な施設です。

最近町内において、油分やごみの不適切な排出により下水道管の詰まりや悪臭が発生しています。下水道管に油分を大量に含んだ汚水を流し続けると、油分が固まり、管を詰まらせてしまいます。詰まりが発生すると、原因者だけでなく、地域の住民生活に多大な影響を与えることとなります。また、下水処理場の働きを低下させることにもなります。

ご家庭では、てんぷら油や油の残りなどを排水管に流さないでください。不要になった油は新聞紙等で吸い取ったり、固形化させて燃える「3つとして捨ててください」。

問合せ 建設整備課 ☎ 47-8003

